

# 那 霸 市 公 報

第 1 4 2 1 号  
 毎月 2 回 1, 1 5 日発行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 規 則

那 霸 市 共 同 利 用 施 設 条 例 施 行 規 則 ( 市 民 活 動 課 ) .....	778
那 霸 市 建 設 管 理 部 及 び 都 市 計 画 部 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会 規 則 ( 管 理 企 画 室 ) .....	785
那 霸 市 I T 創 造 館 運 営 審 議 会 規 則 ( 商 工 振 興 課 ) .....	787
那 霸 市 児 童 館 及 び 児 童 遊 園 条 例 施 行 規 則 ( こ だ も 課 ) .....	789
那 霸 市 伝 統 工 芸 館 条 例 施 行 規 則 ( 商 工 振 興 課 ) .....	798
那 霸 市 伝 統 工 芸 館 運 営 審 議 会 規 則 ( 商 工 振 興 課 ) .....	805
那 霸 市 精 神 障 害 者 地 域 生 活 支 援 セ ン タ ー 条 例 施 行 規 則 ( 健 康 推 進 課 ) .....	807
那 霸 市 琉 球 王 尚 家 伝 来 品 修 理 等 審 議 会 規 則 ( 歴 史 資 料 室 ) .....	813
那 霸 市 I T 創 造 館 条 例 施 行 規 則 ( 商 工 振 興 課 ) .....	815
那 霸 市 公 園 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( 公 園 管 理 室 ) .....	825
那 霸 市 I T 創 造 館 入 居 企 業 選 定 委 員 会 規 則 を 廃 止 す る 規 則 ( 商 工 振 興 課 ) .....	827

### 告 示

市 道 路 線 の 区 域 変 更 に つ い て ( 道 路 管 理 室 ) .....	828
個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て ( 総 務 課 ) .....	830
市 道 路 線 の 区 域 変 更 に つ い て ( 道 路 管 理 室 ) .....	830
平 成 1 7 年 度 那 霸 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 4 号 ) ( 財 政 課 ) .....	832
平 成 1 7 年 度 那 霸 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) ( ち ゃ ー が ん じ ゅ う 課 ) .....	836

平成 17 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
 (区画整理課) ..... 837

## 公 告

那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) ..... 839

## 上下水道局告示

平成 17 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) ..... 840

## 病院管理規程

那覇市立病院建設工事等の契約の指名競争入札参加者の指名等に関する規程  
 ..... 841

那覇市立病院組織規程の一部を改正する規程 ..... 841

## 教育委員会規則

那覇市体育施設条例施行規則 ..... 842

那覇市立森の家みんな条例施行規則 ..... 847

## 選挙管理委員会告示

選挙人名簿の縦覧場所について ..... 853

ポスター掲示場の設置場所について ..... 853

直接請求に要する選挙権を有する者の数について ..... 874

期日前投票所について ..... 875

期日前投票所の投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名等について  
 ..... 875

投票所について ..... 876

投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名について ..... 879

開票の場所及び日時について ..... 881

開票管理者又はその職務代理人について	881
開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について	882
投票記載所の氏名等掲示順序決定のくじを行う日時及び場所について	882
最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について	883
裁判官の氏名等の掲示場所について	883
直接請求に要する選挙権を有する者の数について	885
投票管理者の変更について	886
当選人の住所及び氏名について	886
選挙人名簿登録の抹消について	887
沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	888

---

---

## 規 則

---

---

那覇市規則第45号

平成17年9月30日

公 布 済

那覇市共同利用施設条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市共同利用施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市共同利用施設条例（平成17年那覇市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の返還)

第2条 条例第8条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額
- (2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

(利用料金の免除)

第3条 条例第9条に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が単独で主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1以上の額
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額

(遵守事項)

第4条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (3) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。
- (5) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第5条 市長は、条例第15条第1項の規定により条例第1条の施設（以下「共同利用施設」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置

- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第15条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項  
（指定申請）

第6条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第15条第3項の規則で定める申請書は、那覇市共同利用施設指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第15条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会則又はこれに相当する書類
- (2) 役員の名簿及び履歴書
- (3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における収支決算書
- (5) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の共同利用施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (7) その他市長が必要と認める書類  
（指定等）

第7条 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をするときは、那覇市共同利用施設指定管理者指定書（第2号様式）を交付する。

2 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市共同利用施設指定管理者不指定通知書（第3号様式）を交付する。

（協定）

第8条 指定管理者は、本市と共同利用施設の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項

- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める書類

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式 ( 第 6 条関係)

那覇市共同利用施設指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印  
連絡先 担当者  
電 話

那覇市共同利用施設条例第15条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

指定を受けたい施設：

第2号様式 (第7条関係)

那霸市指令 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那霸市長 印

那霸市共同利用施設指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那  
覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

1 指定施設：

2 指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式 (第7条関係)

那 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市共同利用施設指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、下記のとおり指定しないので通知します。

記

施設：

**那覇市規則第46号**

平成17年 9 月30日

公 布 済

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、建設管理部又は都市計画部の所管する公の施設の指定管理者の選定について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。
- 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(関係職員の出席)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総括的事務については建設管理部都市施設管理センター管理企画室において、その他の事務については建設管理部又は都市計画部の各担当課（課としての室を含む。）において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**那覇市規則第47号**

平成17年9月30日

公 布 済

那覇市IT創造館運営審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市 I T 創造館運営審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、那覇市 I T 創造館条例（平成17年那覇市条例第52号）第21条第3項の規定に基づき、那覇市 I T 創造館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 那覇市 I T 創造館の運営に関すること。
- (2) 那覇市 I T 創造館の指定管理者の選定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 情報通信産業関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 本市を除く関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済観光部商工振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**那覇市規則第48号**

平成17年9月30日

公 布 済

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則（昭和53年那覇市規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市児童館及び児童遊園条例（平成17年那覇市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可）

第2条 児童館（那覇市古波蔵児童館を除く。第4条において同じ。）を専用して利用しようとする者又は当該利用許可を受けた事項を変更しようとする者は、那覇市児童館利用・変更申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その適否を審査し、利用許可を適当と認めるときは、那覇市児童館利用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

（遵守事項）

第3条 児童館の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けずに壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他市長又は指定管理者の指示すること。

2 児童遊園の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 児童遊園を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取しないこと。
- (3) 土地の形質を変更しないこと。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示しないこと。
- (6) 車馬を乗り入れ、又は留め置かないこと。

(7) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊戯をしないこと。

(8) その他市長の指示すること。

(権限の委任)

第4条 児童館の職員は、条例第6条に規定する行為を行うことができる。

(公告)

第5条 市長は、条例第13条第1項の規定により児童館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 名称及び位置

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 条例第13条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法

(5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第6条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第13条第3項の規則で定める申請書は、那覇市児童館指定管理者指定申請書（第3号様式）とする。

3 条例第13条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

(3) 役員の名簿及び履歴書

(4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書

(6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

(7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の児童館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

(8) その他市長が必要と認める書類

(指定等)

第7条 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をするときは、那覇市児童館

指定管理者指定書（第4号様式）を交付する。

2 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市児童館指定管理者不指定通知書（第5号様式）を交付する。

（協定）

第8条 指定管理者は、本市と児童館の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 管理の業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

（細目）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式 ( 第 2 条関係 )

那覇市児童館利用・変更申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地  
 団体名  
 代表者 印  
 連絡先 担当者  
 電 話

児童館 ( 那覇市 児童館 )

- を利用したいので、次のとおり申請します。
- の利用許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

利用施設名	遊戯室 集会室 図書室 屋外広場
利用目的	
利用日時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分 ~ 時 分
利用人員	人
変更事項	
備考	

第 2 号様式 ( 第 2 条関係 )

那覇市指令 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市児童館利用許可書

那覇市児童館利用の利用について、次のとおり児童館 ( 那覇市 児童館 ) の

- 利用を許可します。
- 利用の変更を許可します。

利用施設名	遊戯室 集会室 図書室 屋外広場
利用目的	
利用日時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分 ~ 時 分
利用人員	人
変更事項	
備考	

第3号様式 (第6条関係)

那覇市児童館指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印  
連絡先 担当者  
電 話

那覇市児童館及び児童遊園条例第13条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

指定を受けたい施設：

第4号様式 (第7条関係)

那霸市指令 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那霸市長 印

那霸市児童館指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那霸市児童館及び児童遊園条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

1 指定施設：

2 指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第5号様式 (第7条関係)

那 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

那覇市長

印

那覇市児童館指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、下記のとおり指定しないので通知します。

記

施設：

**那覇市規則第49号**

平成17年9月30日

公 布 済

那覇市伝統工芸館条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市伝統工芸館条例施行規則

那覇市伝統工芸館条例施行規則（平成5年那覇市規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市伝統工芸館条例（平成17年那覇市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用料金の返還）

第2条 条例第8条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額
- (2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

（利用料金の免除）

第3条 条例第9条第1項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が単独で主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額

（遵守事項）

第4条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

（公告）

第5条 市長は、条例第15条第1項の規定により那覇市伝統工芸館（以下「工芸館」

という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第15条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項  
(指定申請)

第6条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第15条第3項の規則で定める申請書は、那覇市伝統工芸館指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第15条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の工芸館の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類  
(指定等)

第7条 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をするときは、那覇市伝統工芸館指定管理者指定書（第2号様式）を交付する。

2 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市伝統工芸館指定管理者不指定通知書（第3号様式）を交付する。  
(協定)

第8条 指定管理者は、本市と工芸館の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
  - (2) 利用料金に関する事項
  - (3) 管理に要する費用に関する事項
  - (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
  - (5) 管理の業務の報告に関する事項
  - (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
  - (7) その他市長が必要と認める事項
- (細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

那覇市伝統工芸館指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印  
連絡先 担当者  
電 話

那覇市伝統工芸館条例第15条第2項の規定により、那覇市伝統工芸館の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第2号様式 (第7条関係)

那霸市指令 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那霸市長

印

那霸市伝統工芸館指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那霸市伝統工芸館の指定管理者の指定については、那霸市伝統工芸館条例第15条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式 (第7条関係)

那 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

那覇市長

印

那覇市伝統工芸館指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市伝統工芸館の指定管理者の  
指定については、指定しないので通知します。

**那覇市規則第50号**

平成17年9月30日

公 布 済

那覇市伝統工芸館運営審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市伝統工芸館運営審議会規則

那覇市伝統工芸館運営審議会規則（平成5年那覇市規則第22号）の全部を改正する。

## （趣旨）

第1条 この規則は、那覇市伝統工芸館条例（平成17年那覇市条例第44号）第19条第3項の規定に基づき、那覇市伝統工芸館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （担当事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 那覇市伝統工芸館の運営に関する事。
- (2) 那覇市伝統工芸館の指定管理者の選定に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事。

## （組織）

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 伝統工芸関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

## （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済観光部商工振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、那覇市伝統工芸館条例の施行の日から施行する。

---

**那覇市規則第51号**

平成17年9月30日

公 布 済

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則（平成14年那覇市規則第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市精神障害者地域生活支援センター条例（平成17年那覇市条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公告）

第2条 市長は、条例第9条第1項の規定により那覇市精神障害者地域生活支援センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第9条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

（指定申請）

第3条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第9条第3項の規則で定める申請書は、那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第9条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

(7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

(8) その他市長が必要と認める書類  
(指定等)

第4条 市長は、条例第9条第1項の規定による指定をするときは、那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定書（第2号様式）を交付する。

2 市長は、条例第9条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者不指定通知書（第3号様式）を交付する。  
(協定)

第5条 指定管理者は、本市とセンターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 管理の業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式 ( 第 3 条関係 )

那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印  
連絡先 担当者  
電 話

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例第9条第2項の規定により、那覇市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第2号様式 (第4条関係)

那覇市指令 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定については、那覇市精神障害者地域生活支援センター条例第9条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式 (第4条関係)

那 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

**那覇市規則第52号**

平成17年9月30日

公 布 済

那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会規則

琉球王尚家伝来品修復検討委員会規則（平成15年那覇市規則第20号）の全部を改正する。

## （趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （担当事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定された琉球王尚家伝来品等の修理、保存及び公開に関する事項について審議する。

## （組織）

第3条 審議会は、委員5人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財関係者

## （任期）

第4条 委員の任期は、諮問に係る審議が終了するまでの間とする。

## （会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

## （関係職員の出席）

第7条 審議会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、そ

の意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民文化部歴史資料室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**那覇市規則第53号**

平成17年9月30日

公 布 済

那覇市IT創造館条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市 I T 創造館条例施行規則

那覇市 I T 創造館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年那覇市規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市 I T 創造館条例（平成17年那覇市条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用期間の更新）

第2条 条例第6条第1号ただし書の規定により中核企業室及びO J T企業室の利用期間を更新しようとする者は、利用期間の満了日の2月前までに那覇市 I T 創造館入居用施設利用期間更新申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その適否を審査し、利用期間の更新を適当と認めるときは、那覇市 I T 創造館入居用施設利用期間更新許可書（第2号様式）を交付するものとする。

（利用する者の選定）

第3条 入居用施設を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第6号の情報通信産業（以下「情報通信産業」という。）を営む者であることとする。

2 前項に定めるもののほか、中核企業室を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が次の各号のすべてを満たすこととする。

- (1) 情報通信産業の集積に寄与する者であること。
- (2) 情報通信産業の市場の開拓に寄与する者であること。
- (3) 市長が定める事項を満たす者であること。

3 第1項に定めるもののほか、O J T企業室を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が次の各号のすべてを満たすこととする。

- (1) 情報通信技術に関する専門技術を有する人材育成に寄与する者であること。
- (2) O J Tによる人材育成に関し大学等教育機関と連携が図れる者であること。
- (3) 市長が定める事項を満たす者であること。

- 4 第1項に定めるもののほか、インキュベート室を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が次の各号のすべてを満たすこととする。
- (1) 利用しようとする者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第3号に該当する中小企業者であること。
  - (2) 利用しようとする者が成長の可能性が見込まれる事業計画を有し、事業に着手している者又は着手することが確実に見込まれる者であること。
  - (3) 利用しようとする者が指定管理者が定める事項を満たす者であること。
- 5 入居用施設を利用する者の選定は、公募により行うものとする。

(利用料金の返還)

第4条 条例第10条第5項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額(利用できない期間に1月未満の日数がある場合は、日割り計算により算定して得られる額)
- (2) 大会議室又は研修室の利用開始日前7日までに当該利用の取消しを申し出た場合 利用料金の2分の1の額
- (3) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

(利用料金の免除)

第5条 条例第11条に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が単独で主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (3) その他指定管理者が特別な理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額

(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設又は設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けずに壁面、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第7条 市長は、条例第17条第1項の規定により那覇市IT創造館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第17条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第8条 指定申請は、本市が定める期間内に行われなければならない。

2 条例第17条第3項の規則で定める申請書は、那覇市IT創造館指定管理者指定申請書（第3号様式）とする。

3 条例第17条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の那覇市IT創造館の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(指定等)

第9条 市長は、条例第17条第1項の規定による指定をするときは、那覇市IT創造館指定管理者指定書（第4号様式）を交付する。

2 市長は、条例第17条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市IT創造

館指定管理者不指定通知書（第5号様式）を交付する。

（協定）

第10条 指定管理者は、本市と那覇市IT創造館の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

（細目）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式 ( 第 2 条関係 )

那覇市 I T 創造館入居用施設利用期間更新申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

那覇市 I T 創造館入居用施設の利用期間を更新したいので、次のとおり申請します。

入居用施設の種別	1 中核企業室	2 O J T 企業室
入居用施設室番号	階	号室
更新前の利用許可の期間	年 月 日から	年 月 日まで
更新期間	年 月 日から	年 月 日まで

第2号様式 (第2条関係)

那覇市指令 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市 I T 創造館入居用施設利用期間更新許可書

那覇市 I T 創造館入居用施設の利用期間の更新について、次のとおり許可します。

入居用施設の種別	1 中核企業室      2 O J T 企業室
入居用施設室番号	階                      号室
更新許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新許可の条件	

第3号様式 (第8条関係)

那覇市 I T創造館指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印  
連絡先 担当者  
電 話

那覇市 I T創造館条例第17条第2項の規定により、那覇市 I T創造館の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第4号様式 (第9条関係)

那覇市指令 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市 I T 創造館指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市 I T 創造館の指定管理者の指定については、那覇市 I T 創造館条例第17条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第5号様式 (第9条関係)

那 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

那覇市長

印

那覇市 I T 創造館指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市 I T 創造館の指定管理者の  
指定については、指定しないので通知します。

**那覇市規則第54号**

平成17年9月30日

公 布 済

那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公園条例施行規則（1970年那覇市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第17条を第19条とし、第16条の次に次の2条を加える。

（公示事項を掲示する場所）

第17条 条例第12条の3第1項第1号の規則で定める場所は、建設管理部都市施設管理センター公園管理室とする。

（保管工作物等一覧簿）

第18条 条例第12条の3第2項の規則で定める様式は保管工作物等記録票（第11号様式）とし、同項の規則で定める場所は建設管理部都市施設管理センター公園管理室とする。

別表第1備考2中「天久公園多目的広場」を「新都心公園多目的広場」に改め、同表備考に次のように加える。

3 この表にかかわらず、グラウンドゴルフの目的で使用する場合には、1回3時間当たり1,050円とする。

別表第4中天久公園多目的広場の項を新都心公園多目的広場の項とする。

第10号様式の次に次の1様式を加える。

## 第11号様式 (第18条関係)

整理番号 \_\_\_\_\_

## 保管工作物等記録票

公示日		公示番号	
名称又は種類			
形状			
数量			
放置されていた場所			
除却した日時		保管を始めた日時	
保管の場所			
保管満了予定日		廃棄日	
備考			

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

**那覇市規則第55号**

平成17年9月30日

公 布 済

那覇市 I T 創造館入居企業選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市 I T 創造館入居企業選定委員会規則を廃止する規則

那覇市 I T 創造館入居企業選定委員会規則（平成15年那覇市規則第38号）は、廃止する。

付 則

この規則は、那覇市 I T 創造館条例（平成17年那覇市条例第52号）の施行の日から施行する。

## 告 示

**那覇市告示第61号**

平成17年9月22日

掲 示 済

### 市道路線の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域変更をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市都市施設管理センター（道路管理室）において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

#### 1 区域変更をする路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
600	牧志10号	新	牧志1丁目215 - 10 牧志1丁目270	86.0	5.0	幅員の変更
		旧	牧志1丁目215 - 10 牧志1丁目270	86.0	2.8~3.7	

# 市道路線の区域変更位置図



**那覇市告示第63号**  
平成17年9月28日  
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

**那覇市告示第66号**  
平成17年10月4日  
掲 示 済

市道路線の区域変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域変更をする。

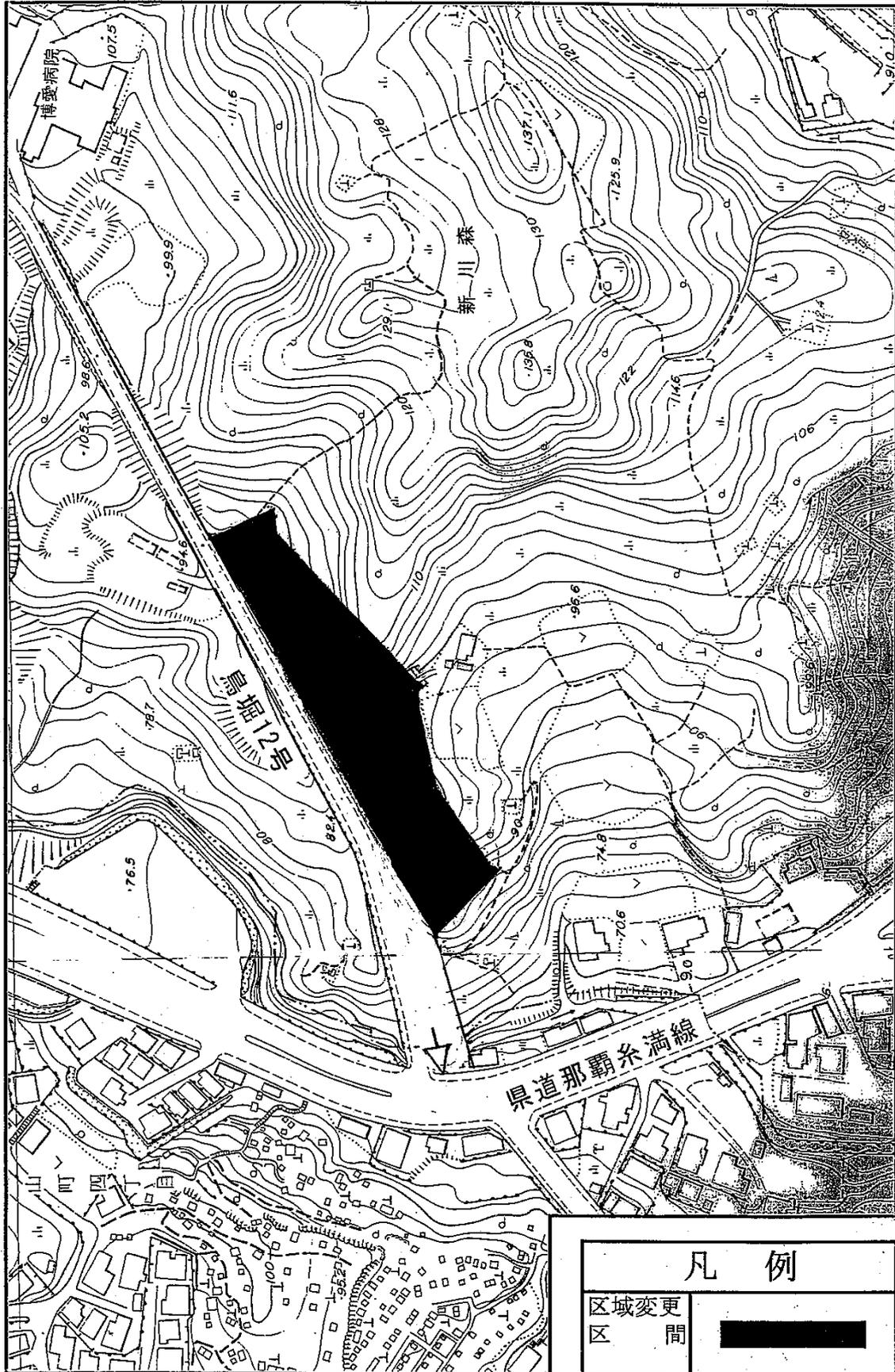
その関係図面は、告示の日から2週間那覇市都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 区域変更をする路線

整理番号	路線名	起点 終点	区 間	延長 m	幅員 m	備考	
1543	鳥堀 12 号	起点	首里石嶺町 2 丁目 265 番 3	1121.6	11.9		
		終点	首里崎山町 4 丁目 99 番 3				
		変更 箇所	起点	南風原町字新川 416 - 6	91.0	12.0	法面の一部区域
		終点	南風原町字新川 413 - 12				

# 市道路線の区域変更位置図



## 那覇市告示第69号

平成17年10月17日

平成17年(2005年)9月那覇市議会定例会で議決された平成17年度那覇市一般会計補正予算(第4号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成17年度那覇市一般会計補正予算(第4号)

平成17年度那覇市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,667,657千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,446,542千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		19,828,167	235,701	20,063,868
	1 国庫負担金	15,309,228	70,986	15,380,214
	2 国庫補助金	4,397,711	164,715	4,562,426
15 県支出金		4,415,121	73,935	4,489,056
	2 県補助金	1,165,990	73,935	1,239,925
18 繰入金		2,606,122	90,605	2,696,727
	1 特別会計繰入金	112,577	90,605	203,182
19 繰越金		145,779	1,145,882	1,291,661
	1 繰越金	145,779	1,145,882	1,291,661

20 諸収入		1,546,428	132,434	1,678,862
	3 貸付金元利収入	574,772	38,154	612,926
	4 受託事業収入	138,728	69,028	207,756
	5 雑入	767,328	25,252	792,580
21 市債		7,014,000	10,900	7,003,100
	1 市債	7,014,000	10,900	7,003,100
歳 入 合 計		90,778,885	1,667,657	92,446,542

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		734,628	647	735,275
	1 議会費	734,628	647	735,275
2 総務費		7,354,771	1,147,002	8,501,773
	1 総務管理費	4,609,383	1,147,002	5,756,385
3 民生費		36,561,245	361,877	36,923,122
	1 社会福祉費	12,457,103	326,554	12,783,657
	2 児童福祉費	12,051,170	35,409	12,086,579
	3 生活保護費	12,052,971	86	12,052,885
4 衛生費		7,452,310	22,949	7,475,259
	1 保健衛生費	2,636,058	2,220	2,638,278
	2 清掃費	4,816,252	20,729	4,836,981
6 農林水産業費		138,779	3,000	141,779
	3 水産業費	83,600	3,000	86,600
7 商工費		826,469	266	826,735
	1 商工費	826,469	266	826,735
8 土木費		13,037,832	54,036	13,091,868
	1 土木管理費	304,751	3,824	308,575
	3 河川水路費	111,144	5,983	117,127
	5 都市計画費	8,951,273	3,214	8,954,487
	6 住宅費	1,495,072	41,015	1,536,087

9 消防費		2,697,986	2,718	2,700,704
	1 消防費	2,697,986	2,718	2,700,704
10 教育費		10,060,400	75,162	10,135,562
	2 小学校費	3,492,854	53,781	3,546,635
	5 社会教育費	1,237,409	10,666	1,248,075
	6 保健体育費	1,699,800	10,715	1,710,515
歳 出 合 計		90,778,885	1,667,657	92,446,542

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
軽乗用車賃借(保護課)	平成18年度から 平成22年度まで	1,274
サーバー及びパソコン賃借料(H17 年度導入分)(保護課)	平成18年度から 平成22年度まで	12,829
造成設計業務委託料・石嶺市営住宅 (建築工事課)	平成18年度	7,900

2 変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成17年度入替パソコン リース料(情報政策課)	平成18年度 から平成22 年度まで	5,472	平成18年度 から平成22 年度まで	8,631

第3表 地方債補正  
変更

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
5 市営住宅建設事業	191,000	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	170,800	補正前に同じ		
7 教育施設整備事業	705,900				715,200			

## 那覇市告示第70号

平成17年10月17日

平成17年(2005年)9月那覇市議会定例会で議決された平成17年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成17年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成17年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438,913千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,110,801千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 2,217,144	千円 39,832	千円 2,256,976
	1 他会計繰入金	2,217,143	39,832	2,256,975
8 繰越金		1	399,081	399,082
	1 繰越金	1	399,081	399,082
歳 入 合 計		14,671,888	438,913	15,110,801

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 466,081	千円 39,832	千円 505,913
	1 総務管理費	238,805	371	239,176
	2 徴収費	33,344	4,095	37,439
	3 介護認定審査会費	193,932	35,366	229,298
4 基金積立金		1	308,912	308,913
	1 基金積立金	1	308,912	308,913
6 諸支出金		4,052	90,169	94,221
	1 償還金及び還付加算金	4,051	42,021	46,072
	2 繰出金	1	48,148	48,149
歳 出 合 計		14,671,888	438,913	15,110,801

## 那 霸 市 告 示 第 7 1 号

平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日

平成 17 年 (2005 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 17 年度那覇市土地  
区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

## 平成 17 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 17 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定  
めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 , 4 3 3 千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 , 0 2 5 , 0 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 2,445,257	千円 71	千円 2,445,328
	6 真嘉比 古島第二 繰入金	2,187,407	71	2,187,478
5 繰越金		10	26,027	26,037
	1 総務管 理繰越金	1	881	882
	3 真嘉比 古島第一 地区 繰越金	2	1,453	1,455

	4 壺川繰越金	1	11,745	11,746
	5 小禄金城繰越金	1	1	2
	7 小禄南繰越金	2	4,115	4,117
	8 真嘉比古島第二繰越金	2	7,832	7,834
11 県支出金		575	1,335	1,910
	2 県補助金	0	1,335	1,335
歳 入	合 計	3,997,651	27,433	4,025,084

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理総務費		千円 51,279	千円 881	千円 52,160
	1 総務管理費	51,279	881	52,160
2 土地区画整理事業費		3,837,979	12,170	3,850,149
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	8,031	1,128	9,159
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費	3,658,810	8,582	3,667,392
	5 小禄南土地区画整理費	154,612	2,460	157,072
3 清算費		107,963	11,152	119,115
	5 壺川清算費	17,778	11,152	28,930
5 基金積立金		230	3,230	3,460
	1 壺川基金積立金	38	593	631
	2 小禄南基金積立金	120	1,655	1,775

	3 小禄金城基金積立金	1	1	2
	4 真嘉比古島第一地区基金積立金	9	325	334
	5 真嘉比古島第二基金積立金	62	656	718
歳 出 合 計		3,997,651	27,433	4,025,084

## 公 告

那覇市公告第77号  
平成17年9月29日  
掲 示 済

### 那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
種 類 那覇広域都市計画公園事業  
名 称 3・3・那9号松山公園
- 2 施行者の氏名  
那 覇 市
- 3 事業所の所在地  
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地の所在地  
(1) 収用の部分 沖縄県那覇市久米2丁目地内  
(2) 使用の部分 沖縄県那覇市久米2丁目地内
- 5 事業の施行期間  
平成17年9月20日から平成23年3月31日まで
- 6 縦覧の場所  
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課  
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

## 上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第7号  
平成17年9月21日  
掲 示 済

平成17年(2005年)8月那霸市議会臨時会で議決された平成17年度那霸市下水道事業会計補正予算(第3号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

### 平成17年度那霸市下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成17年度那霸市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(企業債)

第2条 平成17年度那霸市下水道事業会計予算第5条に定めた起債の目的「下水道高金利対策借換債」中の利率「1.95%以内」を「2.00%」に改める。

## 病院管理規程

那霸市病院管理規程第11号  
平成17年10月3日  
公 布 済

那霸市立病院建設工事等の契約の指名競争入札参加者の指名等に関する規程をここに公布する。

那霸市病院事業管理者  
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院建設工事等の契約の指名競争入札参加者の指名等に関する規程

市立病院が発注する建設工事等の契約についての指名競争入札参加者の指名等については、別に定めるもののほか、市長が発注する建設工事等の契約についての指名競争入札参加者の指名等の例による。

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市病院事業会計規程（平成15年那覇市病院管理規程第29号）の一部を次のように改正する。  
第45条第1項中「この規程に定める」を「この規程その他別に定める」に改める。

那覇市病院管理規程第12号  
平成17年10月3日  
公 布 済

那覇市立病院組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者  
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院組織規程の一部を改正する規程

那覇市立病院組織規程（平成15年那覇市病院管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表診療部の項中「人工透析室」を「人工透析室 外来点滴センター」に改める。

第5条中第23項を第24項とし、第9項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 外来点滴センターの分掌は、次のとおりとする。
  - (1) センターの管理に関すること。
  - (2) 外来化学療法その他の点滴注射に関すること。
  - (3) 所属機器の管理に関すること。
  - (4) その他センターの注射業務に関すること。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

---

## 教育委員会規則

---

---

那覇市教育委員会規則第18号  
平成17年10月3日  
公 布 済

那覇市体育施設条例施行規則をここに公布する。

那覇市教育委員会  
委員長 新城洋子

### 那覇市体育施設条例施行規則

那覇市体育施設条例施行規則(平成15年那覇市教育委員会規則第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市体育施設条例(平成17年那覇市条例第53号(以下「条例」という。))の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の返還)

第2条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額
- (2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

(利用料金の免除)

第3条 条例第10条第2項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が単独で主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額

(遵守事項)

第4条 入館者又は入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) 幼児(小学校就学前の者をいう。)が入館し、又は入場するときは、保護者が付き添うこと。
- (7) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第5条 教育長は、条例第16条第1項の規定により那覇市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第16条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他教育長が必要と認める事項

(指定申請)

第6条 指定申請は、教育長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第16条第3項の教育委員会規則で定める申請書は、那覇市体育施設指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第16条第3項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の体育施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他教育長が必要と認める書類

(指定等)

第7条 教育長は、条例第16条第1項の規定による指定をするときは、那覇市体育施設指定管理者指定書（第2号様式）を交付する。

2 教育長は、条例第16条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市体育施設指定管理者不指定通知書（第3号様式）を交付する。

(協定)

第8条 指定管理者は、教育委員会と体育施設の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他教育長が必要と認める事項

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式 (第 6 条関係)

那霸市体育施設指定管理者指定申請書

年 月 日

那霸市教育委員会 教育長 様

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者	印
連絡先	担当者	
	電 話	

那霸市体育施設条例第16条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

指定を受けたい施設：

第 2 号様式 (第 7 条関係)

所在地  
団体名  
代表者

那覇市教育委員会指令 第 号  
年 月 日

様

那覇市教育委員会  
教育長 印

那覇市体育施設指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市  
体育施設条例第16条第 1 項の規定により、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定施設 :
- 2 指定期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

第 3 号様式 (第 7 条関係)

那教 第 号  
年 月 日

所在地  
団体名  
代表者 様

那霸市教育委員会  
教育長 印

那霸市体育施設指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、下記  
のとおり指定しないので通知します。

記

施設：

那覇市教育委員会規則第19号  
平成17年10月3日  
公 布 済

那覇市立森の家みんな条例施行規則をここに公布する。

那覇市教育委員会  
委員長 新城洋子

那覇市立森の家みんな条例施行規則

那覇市立森の家みんな条例施行規則（平成14年那覇市教育委員会規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市立森の家みんな条例（平成17年那覇市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用団体の員数）

第2条 条例第6条の員数は、8人以上とする。

（利用料金の返還）

第3条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 全額又は利用できない期間に係る額
- (2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

（利用料金の免除）

第4条 条例第10条第1項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除する額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊料金 該当する者の人数分の額
- (2) 該当する者を主たる構成員とする団体の施設利用料金 全額

2 条例第10条第2項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が単独で主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額

（遵守事項）

第5条 入所者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 喫煙し、又は所定の場所以外で火気を使用しないこと。

- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。
- (6) 許可を受けないで動物類を携帯しないこと。
- (7) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第6条 教育長は、条例第16条第1項の規定により那覇市立森の家みんな(以下「森の家」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第16条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他教育長が必要と認める事項

(指定申請)

第7条 指定申請は、教育長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第16条第3項の教育委員会規則で定める申請書は、那覇市立森の家みんな指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第16条第3項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の森の家の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他教育長が必要と認める書類

(指定等)

第8条 教育長は、条例第16条第1項の規定による指定をするときは、那覇市立森の家みんな指定管理者指定書(第2号様式)を交付する。

2 教育長は、条例第16条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市立森の家みんな指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。

(協定)

第9条 指定管理者は、教育委員会と森の家の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他教育長が必要と認める事項

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式 (第 7 条関係)

那覇市立森の家みんな指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市教育委員会 教育長様

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印  
連絡先 担当者  
電 話

那覇市立森の家みんな条例第16条第2項の規定により、那覇市立森の家みんなの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第 2 号様式 ( 第 8 条関係 )

那覇市教育委員会指令 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市教育委員会  
教育長 印

那覇市立森の家みんな指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市立森の家みんなの指定管理者の指定については、那覇市立森の家みんな条例第16条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第 3 号様式 ( 第 8 条関係 )

那 教 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那霸市教育委員会  
教育長

印

那霸市立森の家みんな指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、下記のとおり指定しないので通知します。

記

施設：

## 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第34号  
平成17年8月22日  
掲 示 済

### 選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定(永久選挙人名簿)及び同法第30条の7第1項の規定(在外選挙人名簿)により、平成17年8月31日(水)に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

縦覧の場所 那覇市銘苅2 3 1  
新都心銘苅庁舎2階  
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第35号  
平成17年8月22日  
掲 示 済

### ポスター掲示場の設置場所について

平成17年9月11日執行の衆議院議員小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

## 第 1 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里石嶺町 4 - 2 0 8 - 7 コーポアアシス向いガードレール
2	首里石嶺町 4 - 3 9 4 県中央児童相談所前ガードパイプ
3	首里石嶺町 4 - 4 2 5 - 4 石嶺ハイツ団地通りガードレール
4	首里石嶺町 4 - 2 6 0 - 1 徳森宅斜め向いガードレール
5	首里石嶺町 4 - 3 8 9 サービスセンター前ガードパイプ
6	首里石嶺町 4 - 3 3 5 市営住宅敷地 3 5 棟入口側ガードレール
7	首里石嶺町 4 丁目 市営住宅 1 棟前フェンス
8	首里石嶺町 4 - 9 8 歩道後方フェンス

## 第 2 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里石嶺町 2 - 2 3 3 - 8 奥浜宅前ガードレール
2	首里石嶺町 2 - 1 2 7 石嶺市営住宅 1 5 棟前ガードパイプ
3	首里石嶺町 2 - 7 0 - 2 石嶺市営住宅 1 7 棟前フェンス
4	首里石嶺町 2 - 1 9 1 - 8 神谷アパート前歩道フェンス
5	首里石嶺町 2 丁目 首里高校野球場県道沿いガードレール
6	首里石嶺町 2 丁目 2 0 4 神谷宅前ガードレール
7	首里汀良町 3 丁目 市営住宅 2 号棟北東側バイク置き場隣緑地
8	首里石嶺町 1 - 1 6 1 當真アパートガードパイプ

## 第 3 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里石嶺町 3 - 2 1 0 伊差川宅前フェンス
2	首里石嶺町 1 - 1 5 0 - 7 比嘉宅前ガードレール

3	首里石嶺町 1 - 1 4 7 - 3 首里共同クリニック向いガードレール
4	首里石嶺町 1 - 6 2 - 3 国家公務員宿舎首里住宅 2 号棟前ガードレール
5	首里石嶺町 1 - 1 4 玉城宅向いガードレール
6	首里久場川町 1 - 9 4 新島染色工房向いガードレール
7	首里石嶺町 3 - 3 5 大興ビル隣の契約駐車場前道路フェンス

## 第 4 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里久場川町 2 丁目 消防署首里出張所向いガードレール
2	首里久場川町 2 - 9 6 久場川市営住宅 H 棟西側フェンス
3	首里久場川町 2 - 1 8 久場川児童館前フェンス
4	首里久場川町 2 - 1 8 - 2 久場川市営住宅 E 棟北側広場フェンス
5	首里久場川町 1 丁目 1 1 1 金城宅斜め向いガードレール
6	首里末吉町 1 - 1 昭和橋欄干
7	首里平良町 1 - 3 7 宮城宅前植栽

## 第 5 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里大名町 3 - 8 0 サンエー大名駐車場前ガードパイプ
2	首里大名町 3 丁目 大名団地 1 2 棟前フェンス
3	首里大名町 3 丁目 大名団地 1 6 棟前グランド側フェンス
4	首里大名町 1 丁目 大名町公民館隣ガードレール
5	首里平良町 1 - 3 7 宮城宅前植栽
6	首里大名町 1 丁目 2 4 5 知念宅隣ガードパイプ
7	首里大名町 2 丁目 7 5 駐車場前ガードレール

## 第 6 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里汀良町 3 - 1 1 上里宅付近ガードパイプ
2	首里汀良町 1 丁目 汀良児童公園前ガードレール
3	首里汀良町 3 - 1 1 上里宅付近ガードパイプ
4	首里赤平町 2 - 1 8 カネキ書店斜め向いフェンス
5	首里儀保町 1 - 1 2 モスバーガー駐車場向いフェンス
6	首里末吉町 1 - 1 昭和橋欄干
7	首里儀保町 1 - 1 9 知念宅前フェンス下の橋横

## 第 7 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里鳥堀町 4 丁目 弁ヶ嶽下トイレ側ガードレール
2	首里鳥堀町 5 - 5 5 - 3 県営鳥堀団地 1 棟裏フェンス
3	首里崎山町 3 - 1 0 - 2 新里宅横フェンス
4	首里鳥堀町 4 - 4 1 - 1 伊豆味宅横柵
5	首里赤田町 2 - 5 7 名城宅前ガードレール
6	首里崎山町 3 - 3 6 崎山バス停横フェンス
7	首里崎山町 4 - 5 3 - 1 9 沖縄自動車道入口横フェンス
8	首里崎山町 4 - 2 2 2 農業試験場横フェンス

## 第 8 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里桃原町 1 - 6 仲尾次宅前ガードレール
2	首里山川町 2 - 1 - 4 友利宅向い柵
3	首里真和志町 1 - 5 城西小学校正門入口横フェンス
4	首里大中町 1 - 1 県立博物館向いフェンス

5	首里儀保町 2 - 8 小山アパート向い橋の欄干
6	首里金城町 3 - 6 8 (有) シュリデンキ向いフェンス
7	首里金城町 4 - 7 1 - 1 0 東洋 PR 向いフェンス

## 第 9 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里寒川町 2 丁目 5 番地 兼元宅横ガードレール
2	首里寒川町 1 - 2 7 - 2 玉城宅向い内側ガードレール
3	首里山川町 3 - 4 - 1 野崎ハイツ道向いフェンス
4	首里山川町 1 - 6 3 宮平宅・山川バス停向いガードレール
5	首里山川町 1 - 7 1 アルテ山川隣柵
6	首里山川町 3 - 7 太田宅向いガードレール
7	首里寒川町 1 - 1 3 - 2 勝連宅向いガードレール

## 第 1 0 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	古島 2 - 3 1 - 1 那覇市立病院看護婦宿舎塀
2	松島 2 - 1 - 1 2 松島保育園付近ガードパイプ
3	古島 2 古島中公園内柵
4	古島 2 - 2 1 - 9 平良宅向い・松島小学校側ガードレール
5	古島 1 - 1 6 - 1 セントスヴェリエ上地付近ガードレール
6	古島 2 - 2 3 - 7 翁長宅向い大神公園柵
7	古島 1 1 9 八木宅向い宇久増公園内草地

## 第 1 1 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里末吉町 1 丁目 末吉公園入口左側柵

2	首里末吉町4丁目 シルバー人材センター隣柵
3	首里末吉町4丁目 瑞穂酒造(株) 向いガードレール
4	首里末吉町2丁目19 末吉公民館柵
5	首里末吉町2丁目14 那覇市末吉老人福祉センター向いガードレール
6	首里末吉町4丁目 末吉東児童公園内草地
7	首里末吉町2丁目 末吉西公園草地

## 第12投票区(7ヶ所)

番号	設置場所
1	字真嘉比166-2 アキビン集積所前ガードレール
2	字真嘉比264 バイパス荘前ガードレール
3	字真嘉比41 真嘉比自治会館前 真嘉比公園フェンス
4	字真嘉比340-1 仮設住宅フェンス
5	字真嘉比273 琉球通信工事(株) 正門右側フェンス
6	安里第二横断歩道下ガードレール
7	真嘉比3丁目 空き地ガードレール

## 第13投票区(7ヶ所)

番号	設置場所
1	字安里44 マンモス漁具那覇店付近ガードレール
2	字安里44 目取真アパート前ガードレール
3	字安里24 玉城宅前ガードレール
4	字安里91-10 高橋宅前ガードレール
5	字安里492 安里公園柵教会側
6	字安里492 安里公園柵上門理容館付近
7	字安里99 宮城マンション前ガードレール

## 第 1 4 投票区 ( 8ヶ所 )

番号	設置場所
1	松川 1 2 - 1 兼次アパート B 向い歩道側ガードフェンス
2	字松川 4 4 5 - 2 喜納マンション横バス停後ガードフェンス
3	松川 3 - 1 2 - 2 1 松城マンション西側歩道側ガードパイプ
4	繁多川 3 - 1 4 - 1 6 田名クリニックの東隣車道側ガードパイプ
5	繁多川 3 - 7 - 1 5 メドルマホンダ横歩道側ガードフェンス
6	松川 3 - 2 3 - 5 3 ユタカハイム前歩道側ガードパイプ
7	繁多川 2 - 5 - 1 県営松川団地入口ガードパイプ
8	繁多川 1 丁目 16 番 3 号 県営繁多川高層住宅公園フェンス

## 第 1 5 投票区 ( 7ヶ所 )

番号	設置場所
1	字松川 3 8 6 - 1 坂下マンション前ガードパイプ
2	松川 2 - 1 4 - 1 0 山里外科前ガードパイプ
3	松川 2 - 1 4 - 2 4 金城宅前ガードレール
4	松川 1 - 1 - 2 ファミリーフォート向い松川児童公園柵
5	字大道 1 4 6 - 1 大道小学校前大道練兵橋欄干後方柵
6	松川 2 - 1 3 - 2 0 ライオンズマンション松川向いガードレール
7	三原 2 - 2 6 - 7 神谷宅前ガードパイプ

## 第 1 6 投票区 ( 9ヶ所 )

番号	設置場所
1	字大道 8 8 - 1 7 照屋宅向いガードレール
2	字大道 1 6 4 ライオンズマンション前ほたる橋欄干ガードレール
3	字安里 3 8 8 - 6 安里交番前ガードパイプ
4	字大道 1 5 8 真和志中学校グラウンド前ガードレール婦連会館向い

5	字大道146-1 大道小学校体育館前ガードパイプ
6	字安里361-13 島田宅横後方柵
7	字大道169 仲宗根宅隣駐車場向いガードパイプ
8	字安里411-1 サンハイツ前安里橋欄干安里交差点向け右側
9	三原1-1-3 テルノビル前ガードレール真和志水道局向い

## 第17投票区(8ヶ所)

番号	設置場所
1	繁多川1-1-46 三和交通繁多川営業所フェンス
2	繁多川1-5-1 森永乳業入口右側フェンス
3	繁多川5-5-1 波平アパート隣ガードレール
4	繁多川2-14-7 石田中バス停後方歩道側ガードレール
5	繁多川3-14-16 アーバン繁多川向いガードレール
6	繁多川3-14-8 野原宅横ガードパイプ
7	繁多川5-24-1 繁多川自治会ガードパイプ
8	字真地43-1 真地薬品隣ガードパイプ

## 第18投票区(7ヶ所)

番号	設置場所
1	識名2-13-46 (有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス
2	識名3-19-12 マンション識名12前市道側ガードレール
3	識名3-18-33 琉球うるし工芸付近ガードレール
4	識名3-1-43 若夏マンション隣塀前ガードパイプ
5	識名4-13-5 新垣アパート前ガードパイプ
6	識名3-10-20 幸正組隣ガードレール
7	識名1-11-26 識名伝道所東側ガードレール

## 第 1 9 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	長田 2 - 2 4 - 6 中尾宅向いガードレール
2	長田 2 - 1 7 - 3 0 慶田宅前ガードレール
3	長田 2 - 1 4 長田西公園のフェンス
4	長田 2 - 3 3 - 5 0 キャッスルエミネット隣長田南公園柵
5	長田 2 - 3 2 - 4 3 ピースフルハイツ向い歩道側後方ガードフェンス
6	字上間 6 2 0 - 1 平良宅向いガードレール
7	上間 1 - 1 5 溜池横ガードレール
8	長田 2 - 1 - 2 0 ビデオショップ大都会前ガードパイプ

## 第 2 0 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	字国場 4 0 5 嘉数女子学園前ガードパイプ
2	字国場 1 5 渡嘉敷アパート横歩道側ガードフェンス
3	字仲井真 1 3 3 シュウズプラザナ八国場店前後方柵
4	字仲井真 1 8 9 仲井真中フェンス
5	字国場 2 7 1 J A 真和志 国場支店フェンス
6	字仲井真 2 6 0 仲井真北公園の柵
7	字国場 2 3 3 樋川自治会掲示板横のガードレール
8	字上間 4 9 0 - 1 崎山宅向いガードレール

## 第 2 1 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	字真地 2 7 7 真地団地 8 棟前バス停向いガードパイプ
2	字上間 2 0 5 - 1 (株)ランバードランド横資材置場前ガードレール
3	字上間 2 0 5 - 1 (株)ランバードランド横資材置場前ガードレール

4	字真地185 マンション真地前ガードレール
5	字識名313 真地小学校前ガードレール
6	字識名1205 JA真和志真地支店前ガードレール
7	字真地277 真地団地12棟前フェンス

## 第22投票区(7ヶ所)

番号	設置場所
1	字国場1171付近 おもしろ公園の柵
2	字国場1166付近 与儀元気公園の柵
3	字国場869-1 テラス東門前ガードフェンス
4	字国場183-1 嘉数宅前歩道側ガードフェンス
5	字国場520 コーポラスやまたつ前歩道側後方ガードフェンス
6	字国場555 沖大グラウンド前歩道側ガードパイプ
7	長田1-22 長田北児童公園の東側柵

## 第23投票区(7ヶ所)

番号	設置場所
1	寄宮3-1-1 真和志小学校正門前ガードパイプ
2	寄宮3-1-1 真和志小学校体育館横ガードパイプ
3	寄宮3-1-12 金城宅向い歩道橋側後方ガードフェンス
4	識名1-20-5 山内商店向いガードパイプ
5	寄宮3-10-1 JA 沖縄真和志支店裏ガードパイプ
6	寄宮3-8-10 西平菓子店向いガードパイプ
7	寄宮3-1-1 真和志小学校北側ガードパイプ

## 第 2 4 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	寄宮 2 - 3 8 - 2 2 琉球銀行寄宮支店前ガードパイプ
2	寄宮 1 - 2 2 - 7 洋裁店エミコ横ガードレール
3	寄宮 2 - 3 - 1 沖縄整肢療護園横ガードパイプ
4	寄宮 2 - 3 2 水道局庁舎西側入口ガードパイプ
5	寄宮 1 - 1 与儀公園東側の柵
6	寄宮 1 - 1 与儀公園西側バス停後の植栽フェンス
7	寄宮 1 - 1 与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ

## 第 2 5 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	与儀 1 - 3 県立那覇病院前与儀バス停横ガードパイプ
2	与儀 1 - 2 4 - 1 沖縄県立看護大学前ガードパイプ
3	与儀 1 - 3 - 2 1 沖縄県中央保健所横ガードパイプ
4	与儀 1 - 1 与儀小学校正門左横金網フェンス
5	与儀 1 - 1 与儀小学校体育館側陸橋前ガードパイプ
6	字与儀 4 1 城間宅前ガードレール
7	与儀 2 - 1 7 - 2 0 行田原マンション横駐車場側ガードパイプ
8	与儀 2 - 2 0 わんぱく公園柵

## 第 2 6 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	与儀 2 - 1 8 - 1 9 古波倉宅向いガードパイプ
2	字古波蔵 3 9 3 古蔵小校東側ガードパイプ
3	古波蔵 3 - 3 - 2 0 県営美田市街地住宅前ガードパイプ
4	字古波蔵 3 9 6 - 1 大嶺ハイツ前ガードパイプ

5	古波蔵4 - 8 - 1 古蔵中学校向い漫湖公園歩道側ガードパイプ
6	字古波蔵3 9 2 付近 丸宮産業資材置場向いガードパイプ
7	与儀2 - 1 2 - 2 5 第一設備向いガードパイプ

第 2 7 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	古波蔵3 - 2 - 2 3 丸二タクシー前陸橋階段側
2	古波蔵3 - 7 - 2 5 赤十字社沖縄支部駐車場前ガードパイプ
3	古波蔵2 - 1 - 6 ライオンズマンション古波蔵前ガードパイプ
4	古波蔵3 - 2 - 5 日本たばこ産業前ガードパイプ
5	古波蔵3 - 2 3 市公園管理事務所入口横ガードパイプ
6	古波蔵3 - 8 - 1 4 古波蔵郵政宿舎前ガードパイプ
7	古波蔵3 - 1 5 - 1 新里アパート向いガードパイプ

第 2 8 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	字安謝6 5 3 国際重機ビル付近柵
2	安謝2 - 1 5 安謝市営住宅付近柵
3	字安謝2 7 0 我那覇宅向いガードレール
4	字安謝6 6 4 - 3 2 マックスバリュー斜め向い安謝バス停側ガードパイプ
5	字安謝2 3 7 - 8 儀間宅付近柵
6	字安謝5 5 3 - 1 系数アパート隣の安謝東公園フェンス
7	安謝小学校給食センター前 ガードレール

第 2 9 投票区 ( 8 ケ所 )

番号	設置場所
1	字天久日琉アパート前ガードレール

2	曙2 - 8 - 1 1 (株) 沖縄テレコン情報向いガードレール
3	曙2 丁目 安謝公園柵
4	曙2 - 1 8 - 2 曙小学校正門左側フェンス
5	港町2 - 1 0 新港ふ頭中央緑地公園内東側の柵
6	字天久1 1 9 6 - 1 2 オフィスシステムプロダクト向いガードレール
7	港町1 - 6 新港ふ頭東緑地公園草地オリオン商事斜め向い
8	字天久8 7 9 - 2 三和交通(株) 天久営業所フェンス

第 3 0 投票区 ( 8 ケ所 )

番号	設置場所
1	泊3 - 1 - 8 泊北岸船客待合所入口横ガードレール
2	泊3 - 1 2 - 2 2 ライオンズマンション隣 新屋敷公園柵
3	字上之屋4 1 1 - 3 日本航空上之屋社宅前ガードパイプ
4	泊1 - 1 2 - 7 大進マンション前ガードレール
5	泊2 丁目 泊小学校フェンス
6	泊小学校裏門前カーブミラー付近 ガードパイプ
7	泊1 丁目 崇元寺公園内付近ガードレール
8	泊1 丁目2 3 - 9 泊小学校正門付近ガードレール

第 3 1 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	安里2 丁目付近 ひめゆり橋欄干安里交差点に向かって左側
2	樋川2 8 - 8 那覇市教育委員会裏横ガードレール
3	樋川2 8 神原中学校前四条橋欄干
4	字安里4 1 1 - 1 サンハイツ前安里橋欄干 安里交差点向け左側
5	安里2 丁目付近 ひめゆり橋欄干安里交差点に向って右側

6	樋川 2 - 7 - 1 神原小学校給食準備室前ガードパイプ
7	壺屋 1 - 3 - 1 2 ビガ口壺屋前街路樹地帯

## 第 3 2 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	牧志 2 - 8 牧志公園公衆トイレ前
2	牧志 2 - 8 牧志公園向い 後方柵
3	牧志 2 - 1 0 - 1 マックスバリュ牧志店向い後方柵
4	安里 2 - 5 - 2 2 安里交差点付近後方柵
5	牧志 3 - 2 7 2 - 5 モノレール牧志駅下ガードパイプ
6	牧志 3 - 2 4 - 3 2 山田宅前後方柵
7	安里 2 - 6 - 5 1 那覇情報システム専門学校向い柵

## 第 3 3 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	泉崎 1 丁目 モノレール旭橋駅交通広場前植栽
2	久茂地 1 - 2 - 2 0 OTV国和プラザ前 フェンス
3	泉崎 1 - 1 - 1 市役所裏通りガードパイプ
4	泉崎 1 - 1 - 1 市役所県庁側花壇と壁の間
5	松尾 1 - 2 1 - 4 4 那覇高校正門右側ガードパイプ
6	松尾 1 - 5 - 1 那覇グランドホテル付近ガードパイプ
7	松尾 2 - 1 5 (株)アサカ向いガードパイプ
8	松尾 1 - 2 1 - 1 那覇高校横ガードパイプ

## 第 3 4 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	樋川 1 丁目 中央公園東側

2	樋川1 - 33 - 3 又吉胃腸科外科医院向い与儀小学校側ガードパイプ
3	樋川1 - 28 - 1 琉銀与儀支店前ガードパイプ
4	樋川1丁目 中央公園西側
5	樋川1 - 18 - 66 高里宅前ガードレール
6	樋川1 - 8 - 8 樋川市営住宅側ガードレール
7	樋川1 - 12 - 39 上間宅前ガードパイプ

第35投票区(7ヶ所)

番号	設置場所
1	楚辺2 - 1 城岳小学校駐車場前植栽
2	楚辺2 - 1 城岳小学校前植栽
3	字楚辺292 善隣幼稚園下植栽
4	字楚辺270 公衆電話ボックス前植栽
5	字楚辺234 コインランドリー向い植栽
6	楚辺2 - 42 壺川交差点前植栽
7	楚辺2 - 33 沖縄県JA会館前ガードパイプ

第36投票区(7ヶ所)

番号	設置場所
1	壺川3丁目 壺川市営住宅1号棟横植栽
2	壺川3 - 2 - 6 壺川市営住宅1号棟正面入口向い植栽
3	壺川1 - 11 - 1 壺川東市街地住宅ガードパイプ
4	壺川3 - 3 8 那覇中央郵便局横
5	壺川2 - 3 9 那覇社会保険事務所向い壺川中公園内緑地
6	壺川1 - 11 - 1 壺川東公園植栽
7	壺川2 - 10 - 6 県営大橋市街地住宅裏ガードパイプ

## 第 3 7 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	久茂地 1 - 1 1 - 6 琉球銀行横川沿い植栽
2	久茂地 2 - 5 - 1 8 こくば駐車場向いガードレール
3	久茂地 3 - 2 4 - 1 久茂地公民館近くモノレール高架橋下ガードレール
4	牧志 1 - 1 5 十貫瀬橋近く資材置き場ガードレール
5	久茂地 2 - 2 5 - 1 高田久茂地マンション横川沿いガードレール
6	久茂地 3 - 1 9 美栄橋公園フェンス
7	久茂地 3 - 2 6 久茂地小学校正門横ガードパイプ

## 第 3 8 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	前島 2 丁目 前島橋欄干
2	前島 1 丁目 前島橋欄干
3	前島 2 - 1 6 - 8 フリアンティーズ ( 洋菓子屋 ) 前
4	前島 1 - 7 - 1 前島小学校付近ガードパイプ
5	前島 2 - 1 3 - 1 0 おきぎん環境サービス ( 株 ) 駐車場フェンス
6	前島 1 - 2 0 前島南公園柵
7	前島 1 3 前島中央公園柵

## 第 3 9 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	松山 1 - 2 7 りゅうせき専用駐車場横ガードパイプ
2	松山 1 - 2 1 - 2 国家公務員松山住宅 2 号棟前ガードパイプ
3	松山 2 - 2 4 - 1 那覇中学校体育館側植栽
4	松山 2 - 2 2 - 1 若松市営住宅向いガードパイプ
5	松山 2 - 2 4 那覇中学校裏門横ガードパイプ

6	前島3 - 20 前島北児童公園(柵)
7	松山2 - 19 若松公園(柵)

## 第40投票区(7ヶ所)

番号	設置場所
1	若狭2 - 16 若狭小学校正門横植栽
2	若狭2 - 16 若狭小学校プール側ガードパイプ
3	若狭2 - 12 若狭公民館横ガードパイプ
4	若狭3 - 6 たか美容室向いガードパイプ
5	若狭1 - 23 若狭海浜公園植栽
6	若狭1 - 25 旭ヶ丘公園フェンス
7	若狭3 - 32 夫婦瀬公園内

## 第41投票区(6ヶ所)

番号	設置場所
1	松山1 - 17 松山公園前植栽側
2	久米2 - 17 松下駐車場前ガ - ドパイプ
3	久米2 - 15 久米公園遊び場入口フェンス
4	西1 - 2 - 16 (株)琉球光和向い(植栽)
5	東町10 - 1 沖縄国際ボウリング場跡横ガードパイプ
6	東町12 東町南公園ガードパイプ

## 第42投票区(8ヶ所)

番号	設置場所
1	東町14 - 2 東和重機向いフェンス
2	辻2 - 32 波之上自動車学校向い植栽
3	辻2 - 30 サラダボウル前植栽

4	辻 1 - 7 辻南公園側ガードパイプ
5	通堂町 2 那覇埠頭敷地フェンス
6	辻 1 - 1 0 長光金物店前ガードレール
7	辻 2 - 2 6 三文珠公園フェンス
8	辻 2 - 1 5 辻児童公園植栽

## 第 4 3 投票区 ( 8 ケ所 )

番号	設置場所
1	字小禄 1 1 0 1 - 2 前ガードパイプ
2	山下町 1 7 垣花小学校正門右側ガードパイプ
3	山下町 1 7 垣花幼稚園前ガードパイプ
4	山下町 6 山下西児童公園入口フェンス
5	山下交差点ガードパイプ ( 奥武山公園向け )
6	山下町 5 「おそうじ本舗」向い歩道のガードパイプ
7	山下交差点ガードパイプ ( 県道向け )
8	奥武山町 割烹「花織」向い歩道のガードパイプ

## 第 4 4 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	字小禄 8 8 0 - 4 平良宅前ガードパイプ ( 中央 )
2	字小禄 1 0 5 高良宅向いガードレール
3	字田原 8 8 田原自治会館斜め向いガードレール
4	字田原 1 9 2 - 1 琉球古典研究所前ガードパイプ
5	字小禄 1 2 0 0 高良自動車板金工場横ガードレール
6	字小禄 2 3 9 ホテルエアポート那覇駐車場斜め前ガードパイプ
7	字小禄 4 2 1 - 3 山下交差点歩道橋横ガードパイプ県道向け

## 第 4 5 投 票 区 ( 8 ケ 所 )

番号	設置場所
1	小禄1 - 28 - 30 丸高アパート向いガードパイプ
2	字小禄951 當間宅向い小禄若草公園フェンス
3	字小禄1240 小禄泉原郵便局横ガードパイプ
4	字小禄1058 - 1 Uハウス前ガードレール
5	字小禄1406 - 1 山根宅前ガードパイプ
6	字小禄1005 - 3 長嶺第2アパート駐車場落下柵
7	字小禄1049 小禄月光公園
8	字小禄546 - 2 金城アパート前ガードパイプ

## 第 4 6 投 票 区 ( 6 ケ 所 )

番号	設置場所
1	鏡原町10 - 40 那覇市心身障害児療育センター向いガードレール漫湖側
2	鏡原町22 くじら公園側ガードレール
3	小禄1 - 32 - 1 大山方横ガードパイプ
4	小禄1 - 9 ひよどり児童公園柵
5	鏡原町37 - 1 漫湖公園テニスコート前植込み
6	鏡原町34 - 40 サンエー小禄店前ガードパイプ

## 第 4 7 投 票 区 ( 8 ケ 所 )

番号	設置場所
1	字宇栄原1 ビューティーサロンゆみ前ガードパイプ
2	字宇栄原418 新垣氏宅前ガードパイプ
3	字宇栄原908 - 1 上原宅前ガードパイプ
4	字宇栄原577 宇栄原団地A - 2前ガードパイプ
5	字宇栄原605 宇栄原団地B - 1前柵

6	字宇栄原598 宇栄原団地中央幼児遊園柵
7	字宇栄原869 宇栄原団地C-15横ガードパイプ
8	字宇栄原694番地隣 宇栄原中公園柵

## 第48投票区(8ヶ所)

番号	設置場所
1	宇栄原1-26-15 小禄オートガス前ガードパイプ
2	宇栄原1-10-10 トップ美容室横ガードパイプ
3	宇栄原1-3-40 アパート駐車場入り口横ガードパイプ
4	宇栄原1-15-16 石原方前ガードパイプ
5	宇栄原2-23-1 小禄中学校前ガードパイプ
6	宇栄原2-24-25 赤嶺宅前ガードパイプ
7	高良3-5 高良あおぞら公園柵
8	高良3-1-12 マンガ倉庫第3駐車場横ガードレール奥の柵

## 第49投票区(8ヶ所)

番号	設置場所
1	高良1-4 高良公園
2	宮城1-12-5ガードパイプ
3	高良2-3-18 小禄農協横落下柵
4	宮城1-5-8 座安方前柵
5	高良2-14-22 サンヒルズ高良向い落下柵
6	具志2-24 あさがお公園柵
7	具志3-10 具志・宮城西公園柵
8	具志3-32 忠農園横ガードレール

第 5 0 投票区 ( 9ヶ所)

番号	設置場所
1	金城1丁目 垣花ポンプ場フェンス
2	赤嶺駅Fステージ赤嶺側交通広場フェンス
3	田原3-2-1 小禄市営住宅1棟前フェンス
4	田原3-6-1 小禄市営住宅5棟前駅階段前フェンス
5	金城5-10-2 沖縄ジャスコ那覇店西側駐車場出口横植栽
6	金城3-2 小禄金城公園内柵池の前
7	田原1-7 どんぐり公園フェンス
8	田原3丁目 田原公園
9	赤嶺駅県営住宅側交通広場フェンス

第 5 1 投票区 ( 8ヶ所)

番号	設置場所
1	銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎前
2	銘苅1-19-29 アカネビル古島付近ガードレール
3	字古島24-1 大盛産業ビル向いガードレール
4	字銘苅183 山城生コンクリート工業付近内間入口バス停付近柵
5	字銘苅288-3 県営安岡市街地住宅付近ガードレール
6	銘苅1-18-16 新都心銘苅市営住宅1号棟前
7	銘苅2 10 公園柵
8	銘苅1 5 公園草地

第 5 2 投票区 ( 7ヶ所)

番号	設置場所
1	天久公園植栽 キタムラ側交差点
2	天久公園植栽 新都心マンション大興向い

3	天久公園植栽 メゾンドールUCHIMA向い
4	天久公園植栽 パークサイドおもろ向い
5	天久北公園植栽 メゾン・ポルテ・ボヌール向い
6	天久2 - 24 1号街区公園植栽
7	天久1 - 24 3号街区公園植栽

那覇市選挙管理委員会告示第36号  
平成17年8月29日  
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 4,807人
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 80,108人
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 40,054人
- 4 総 数 240,324人

那覇市選挙管理委員会告示第37号  
平成17年8月30日  
掲 示 済

期日前投票所について

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の期日前投票の場所及び期間を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

1 期日前第1投票所

投票所に充てる施設の名称	所在地	期間
那覇市銘苅庁舎 IT 会議室 (新都心銘苅庁舎2階)	銘苅2丁目3番1号	平成17年8月31日～9月10日 午前8時30分～午後8時

2 期日前第2投票所

投票所に充てる施設の名称	所在地	期間
那覇市役所本庁 1階ロビー	泉崎1丁目1番1号	平成17年8月31日～9月10日 午前9時～午後6時

那覇市選挙管理委員会告示第38号  
平成17年8月30日  
掲 示 済

期日前投票所の投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名等について

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の期日前投票の投票管理者又はその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

## 1 期日前第1投票所

## 投票管理者

氏名	住所	期間
新垣 肇	省 略	平成17年8月31日～9月10日 午前8時30分～午後8時

## 職務代理者

氏名	住所	期間
日高 清義	省 略	平成17年8月31日～9月10日 午前8時30分～午後8時

## 2 期日前第2投票所

## 投票管理者

氏名	住所	期間
宮城 邦彦	省 略	平成17年8月31日～9月10日 午前9時～午後6時

## 職務代理者

氏名	住所	期間
渡慶次 柴福	省 略	平成17年8月31日～9月10日 午前9時～午後6時

那覇市選挙管理委員会告示第39号  
平成17年8月30日  
掲 示 済

## 投票所について

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝 夫

投票区名	投票所に充てる施設の名称	所在地
第 1 投票区	石嶺小学校	首里石嶺町 4 - 3 6 0 - 8
第 2 投票区	城東小学校	首里石嶺町 2 - 7 4
第 3 投票区	城北小学校	首里石嶺町 1 - 1 6 2
第 4 投票区	城北小学校	首里石嶺町 1 - 1 6 2
第 5 投票区	大名児童館	首里大名町 2 - 7 5
第 6 投票区	首里公民館	首里当蔵町 2 - 8 - 2
第 7 投票区	城南小学校	首里崎山町 4 - 3 5 - 2
第 8 投票区	城西小学校	首里真和志町 1 - 5
第 9 投票区	城西小学校	首里真和志町 1 - 5
第 10 投票区	松島中学校	古島 2 - 1 1 - 2
第 11 投票区	末吉老人福祉センター	首里末吉町 2 - 1 4
第 12 投票区	真嘉比小学校	字真嘉比 2 0 9
第 13 投票区	老人保健施設 やすらぎの里	安里 1 - 1 - 3 7
第 14 投票区	沖縄工業高等学校	松川 3 - 2 0 - 1
第 15 投票区	松川小学校	字松川 1 - 7 - 1
第 16 投票区	大道小学校幼稚園	字大道 1 4 6 - 1
第 17 投票区	石田中学校	繁多川 5 - 1 7 - 1
第 18 投票区	識名小学校	識名 2 - 2 - 1
第 19 投票区	上間小学校幼稚園	長田 2 - 1 1 - 6 0
第 20 投票区	仲井真小学校	字仲井真 1 7 3
第 21 投票区	真地小学校	字真地 3 1 3
第 22 投票区	寄宮中学校	長田 1 - 1 3 - 6 5
第 23 投票区	真和志小学校	寄宮 3 - 1 - 1
第 24 投票区	真和志支所	寄宮 2 - 3 2 - 1
第 25 投票区	与儀小学校	与儀 1 - 1 - 1

第 26 投票区	古蔵中学校	古波蔵 4 - 8 - 1
第 27 投票区	古蔵中学校	古波蔵 4 - 8 - 1
第 28 投票区	那覇市安謝福祉複合施設内安謝児童館	字安謝 2 - 1 5 - 1
第 29 投票区	曙小学校	曙 2 - 1 8 - 1
第 30 投票区	泊小学校	泊 2 - 2 3 - 9
第 31 投票区	神原小学校	樋川 2 - 7 - 1
第 32 投票区	壺屋小学校	牧志 3 - 1 4 - 1 2
第 33 投票区	市役所本庁	泉崎 1 - 1 - 1
第 34 投票区	神原中学校	樋川 2 - 8 - 1
第 35 投票区	城岳小学校	楚辺 2 - 1 - 1
第 36 投票区	壺川老人福祉センター	字壺川 2 8 - 2
第 37 投票区	久茂地小学校	久茂地 3 - 2 6 - 2 7
第 38 投票区	前島小学校	前島 1 - 7 - 1
第 39 投票区	那覇中学校	松山 2 - 2 4 - 1
第 40 投票区	若狭小学校	若狭 2 - 1 6 - 1
第 41 投票区	上山中学校	久米 1 - 3 - 1
第 42 投票区	上山中学校	久米 1 - 3 - 1
第 43 投票区	垣花小学校	山下町 1 7 - 1
第 44 投票区	小禄小学校	字小禄 1 1 5 0
第 45 投票区	小禄南小学校	字小禄 9 5 5
第 46 投票区	鏡原中学校	鏡原町 3 6 - 1
第 47 投票区	小禄支所	字宇栄原 1 0 3 5
第 48 投票区	小禄中学校	宇栄原 2 - 2 3 - 1
第 49 投票区	小禄南公民館	高良 2 - 7 - 1
第 50 投票区	金城小学校	金城 4 - 3 - 1
第 51 投票区	新都心銘苅庁舎	銘苅 2 - 3 - 1
第 52 投票区	那覇市緑化センター	おもろまち 3 - 2 - 1

## 那覇市選挙管理委員会告示第40号

平成17年8月30日

掲 示 済

## 投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名について

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者又はその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 大城勝夫

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
1	石嶺小学校	平良 常雄	省 略	安座間 勉	省 略
2	城東小学校	浜元 泰三	省 略	宮良 努	省 略
3	城北小学校	座嘉比 光雄	省 略	浦崎 修	省 略
4	城北小学校	稲福 弘	省 略	中村 芳隆	省 略
5	大名児童館	宮城 哲哉	省 略	崎濱 秀司	省 略
6	首里公民館	嘉手納 良明	省 略	宮良 佳孝	省 略
7	城南小学校	金城 貞雄	省 略	金城 康也	省 略
8	城西小学校	神谷 乗治	省 略	照屋 宏樹	省 略
9	城西小学校	眞喜屋 勇	省 略	辺土名 朝次	省 略
10	松島中学校	上江洲 喜紀	省 略	中本 徹	省 略
11	末吉老人福祉センタ -	小嶺 理	省 略	片山 伸二	省 略
12	真嘉比小学校	渡嘉敷 宗清	省 略	真境名 元作	省 略
13	やすらぎの里	前原 常雄	省 略	大城 仁志	省 略
14	沖縄工業高校	高江洲 修	省 略	佐久川 敏明	省 略
15	松川小学校	仲宗根 正廣	省 略	久貝 斉	省 略
16	大道小学校	宇地原 靖	省 略	池村 博之	省 略
17	石田中学校	知名 洋美	省 略	山城 忠信	省 略
18	識名小学校	新垣 昌秀	省 略	城間 幸治	省 略
19	上間小学校	兼次 俊正	省 略	長濱 宗直	省 略
20	仲井真小学校	仲松 弥寿博	省 略	安座間 勉	省 略
21	真地小学校	国吉 真春	省 略	東 政範	省 略
22	寄宮中学校	徳元 和政	省 略	高宮 修一	省 略

23	真和志小学校	大城 義智	省 略	玉寄 隆雄	省 略
24	真和志支所	玉城 敏邦	省 略	坂井 葵	省 略
25	与儀小学校	新里 亨	省 略	辺土名 努	省 略
26	古蔵中学校	新城 浩一	省 略	田場 創	省 略
27	古蔵中学校	瀬長 正勝	省 略	座安 司	省 略
28	安謝児童館	阿波連 利	省 略	平良 仁一	省 略
29	曙小学校	新里 真和	省 略	元 健二	省 略
30	泊小学校	根間 秀夫	省 略	屋比久 誠	省 略
31	神原小学校	嘉数 真	省 略	比嘉 学	省 略
32	壺屋小学校	新里 博一	省 略	石嶺 伝彦	省 略
33	市役所本庁	本田 邦夫	省 略	新垣 明美	省 略
34	神原中学校	東恩納 隆栄	省 略	慶田城 用世	省 略
35	城岳小学校	栄野元 到	省 略	大城 豊政	省 略
36	壺川老人福祉センタ -	与儀 実彦	省 略	古堅 博己	省 略
37	久茂地小学校	佐久川 政健	省 略	徳嶺 克志	省 略
38	前島小学校	仲田 恵司	省 略	我那覇 昌次	省 略
39	那覇中学校	倉原 英弘	省 略	平良 多聞	省 略
40	若狭小学校	大城 伸雄	省 略	佐々木 一肇	省 略
41	上山中学校	内間 正子	省 略	新垣 淑博	省 略
42	上山中学校	崎枝 智	省 略	金城 司	省 略
43	垣花小学校	平良 克己	省 略	金武 佳之	省 略
44	小禄小学校	上江洲 清尚	省 略	上原 克	省 略
45	小禄南小学校	新垣 光信	省 略	嶺井 比呂志	省 略
46	鏡原中学校	具志堅 英治	省 略	湧田 学	省 略
47	小禄支所	山入端 登志夫	省 略	大嶺 毅	省 略
48	小禄中学校	石原 実	省 略	上原 学	省 略
49	小禄南公民館	上原 郁夫	省 略	長田 健二	省 略
50	金城小学校	高江洲 義人	省 略	戸張 洋史	省 略
51	銘苅庁舎	上原 悟	省 略	上原 ゆり子	省 略
52	緑化センター	高江洲 広美	省 略	新川 琢也	省 略

那覇市選挙管理委員会告示第41号  
平成17年8月30日  
掲 示 済

開票の場所及び日時について

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

- 1 場所 那覇市字識名1227番地  
那覇市民体育館 メインアリーナ
- 2 日時 平成17年9月11日(日)  
午後9時10分開始

那覇市選挙管理委員会告示第42号  
平成17年8月30日  
掲 示 済

開票管理者又はその職務代理人について

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者又はその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

小選挙区選出議員選挙

開票管理者		職務代理人	
氏名	住所	氏名	住所
大城勝夫	省 略	富永元順	省 略

比例代表選出議員選挙

開票管理者		職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
瀬良垣武安	省 略	比嘉朝文	省 略

那覇市選挙管理委員会告示第43号  
平成17年8月30日  
掲 示 済

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、開票立会人として届出のあった者が10人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

- 1 場所 那覇市銘苅2丁目3番1号  
新都心銘苅庁舎2階  
那覇市選挙管理委員会
- 2 日時 平成17年9月8日(木)  
午後5時

那覇市選挙管理委員会告示第44号  
平成17年8月30日  
掲 示 済

投票記載所の氏名等掲示順序決定のくじを行う日時及び場所について

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

- 1 日時 平成17年8月30日(火)  
午後5時
- 2 場所 那覇市銘苅2-3-1  
新都心銘苅庁舎2階  
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第45号  
平成17年8月30日  
掲 示 済

最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査の開票は、平成17年9月11日午後9時10分から行う。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

那覇市選挙管理委員会告示第46号  
平成17年8月30日  
掲 示 済

裁判官の氏名等の掲示場所について

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

投票区名	審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所
第1投票区	首里石嶺町4-208-7 コーポアアシス向い(ガードレール)
第2投票区	首里石嶺町2-193-2 新城宅横(フェンス)
第3投票区	首里石嶺町3-96 大城眼科隣(河川フェンス)

第 4 投票区	首里久場川町 2 丁目 消防署首里出張所向い (ガードレール)
第 5 投票区	首里大名町 3 - 6 3 諸見里宅横 河川 (フェンス)
第 6 投票区	首里汀良町 3 丁目汀良市営住宅集会所前電話ボックス隣 (ガードレール)
第 7 投票区	首里鳥堀町 4 丁目 弁ヶ嶽下トイレ側 (ガードレール)
第 8 投票区	首里桃原町 1 - 6 仲尾次宅前 (ガードレール)
第 9 投票区	首里寒川町 2 丁目 5 番地 兼元宅横 (ガードレール)
第 10 投票区	古島 2 - 3 1 - 1 那覇市立病院看護婦宿舎 (塀)
第 11 投票区	首里末吉町 1 丁目 末吉公園入口左側 (柵)
第 12 投票区	字真嘉比 1 6 6 - 2 アキビン集積所前 (ガードレール)
第 13 投票区	字安里 4 4 マンモス漁具那覇店付近 (ガードレール)
第 14 投票区	松川 1 2 - 1 兼次アパート B 向い歩道側 (ガードレール)
第 15 投票区	字松川 3 8 6 - 1 坂下マンション前 (ガードパイプ)
第 16 投票区	字大道 8 8 - 1 7 照屋宅向い (ガードレール)
第 17 投票区	繁多川 1 - 1 - 4 6 三和交通繁多川営業所 (フェンス)
第 18 投票区	識名 2 - 1 3 - 4 6 (有)スリーエイト隣歩道側ガードレール
第 19 投票区	長田 2 - 2 4 - 6 中尾宅向い (ガードレール)
第 20 投票区	字国場 4 0 5 嘉数女子学園前 (ガードレール)
第 21 投票区	字真地 2 7 7 真地団地 8 棟前バス停後ろ (フェンス)
第 22 投票区	字国場 1 1 7 1 付近 おもしろ公園の柵
第 23 投票区	寄宮 3 - 1 - 1 真和志小学校前 (ガードレール)
第 24 投票区	寄宮 2 - 6 - 1 松堂ビル横歩道側 (ガードレール)
第 25 投票区	与儀 1 - 3 県立那覇病院前バス停横 (ガードレール)
第 26 投票区	字古波蔵 3 9 3 古蔵小校門横消火栓標識付近
第 27 投票区	古波蔵 2 - 2 1 - 3 宮里印刷所前 (ガードレール)
第 28 投票区	字安謝 6 5 3 国際重機ビル付近 (柵)
第 29 投票区	字天久日流アパート前 (ガードレール)
第 30 投票区	泊 3 - 1 - 8 泊北岸船客待合所入口横 (ガードレール)
第 31 投票区	安里 2 - 9 ひめゆり橋 (欄干) 安里交差点に向かって左側
第 32 投票区	牧志 2 - 8 牧志公園公衆トイレ前
第 33 投票区	泉崎 1 丁目 モノレール旭橋駅交通広場前 (植栽)
第 34 投票区	樋川 2 - 1 6 - 3 与儀交差点陸橋下 (ガードレール)
第 35 投票区	楚辺 2 - 1 城岳小学校駐車場前 (植栽)
第 36 投票区	壺川 3 丁目 壺川市営住宅 1 号棟横植栽
第 37 投票区	久茂地 1 - 1 1 - 6 琉球銀行横川沿い植栽
第 38 投票区	前島 2 丁目 前島橋欄干
第 39 投票区	松山 1 - 2 7 りゅうせき専用駐車場横ガードパイプ
第 40 投票区	若狭 2 - 1 6 若狭小学校正門横植栽
第 41 投票区	松山 1 - 1 7 松山公園前植栽側
第 42 投票区	東町 1 4 - 2 東和重機向いフェンス
第 43 投票区	字小禄 1 1 0 1 - 2 前ガードパイプ
第 44 投票区	字小禄 8 8 0 - 4 平良宅前ガードパイプ
第 45 投票区	小禄 1 - 2 8 - 3 0 丸高アパート向いガードパイプ
第 46 投票区	鏡原町 1 0 - 4 0 那覇市心身障害児療育センター向いガードレール (漫湖側)

第 4 7 投票区	字宇栄原 1 ビューティーサロンゆみ前ガードレール
第 4 8 投票区	宇栄原 1 - 2 6 - 1 5 小禄オートガス前フェンス
第 4 9 投票区	高良 1 - 4 高良公園
第 5 0 投票区	金城 1 丁目 垣花ポンプ場フェンス
第 5 1 投票区	銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘苅庁舎
第 5 2 投票区	天久公園植栽 キタムラ側交差点

那覇市選挙管理委員会告示第 4 7 号  
 平成 1 7 年 9 月 2 日  
 掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 4 条の 2 第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
 委員長 大 城 勝 夫

- 1 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数 4 , 8 0 4 人
- 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 8 0 , 0 5 3 人
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 4 0 , 0 2 7 人

那覇市選挙管理委員会告示第59号  
平成17年9月10日  
掲 示 済

投票管理者の変更について

投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名について(平成17年8月30日那覇市選挙管理委員会告示第40号)の一部を次のように改正する。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝 夫

投票管理者の表中

「

40	若狭小学校	大城 伸雄	省 略
----	-------	-------	-----

」

を

「

40	若狭小学校	高吉 情次	省 略
----	-------	-------	-----

」

に改める。

那覇市選挙管理委員会告示第61号  
平成17年9月26日  
掲 示 済

当選人の住所及び氏名について

平成17年9月25日執行の那覇市農業委員会委員選挙における当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝 夫

住 所	氏 名
沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目23番地3 2階	伊佐 眞幸
沖縄県那覇市字松川391番地	岸本 一義
沖縄県那覇市字国場118番地1	嘉数 誠
沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目275番地2	比嘉 晋
沖縄県那覇市高良1丁目7番12号	具志 盛男
沖縄県那覇市鏡原町15番18号	平良 正敏

那覇市選挙管理委員会告示第62号  
平成17年10月3日  
掲 示 済

#### 選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝 夫

- 1 登録抹消者 登録抹消者リスト(選挙管理委員会にて保管)のとおり
- 2 登録抹消条件 平成17年5月1日から同年5月31日までに転出した者及び職権消除された者
- 3 登録抹消者数 752名(男 380名 女 372名)

那覇市選挙管理委員会告示第63号  
平成17年10月17日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条にて準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第2項の規定により、平成17年10月20日から平成17年11月3日までに縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝 夫

縦覧の場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階  
那覇市選挙管理委員会事務局